



北九州市営住宅申込資格案内書

申込書だけで応募できます

〈トピックス〉

令和6年2月から「新婚入居者募集(抽選)」に子育て世帯も申し込みできるようになりました。(「新婚・子育て世帯募集(抽選)」に名称変更)あわせて、新婚対象者の要件を改正しました。

★ 目 次 ★

募集から入居まで	1 ページ
申込資格	2 ~ 8 ページ
失格事項	9 ページ
書類審査に必要なもの	10~13 ページ
多数回落選者優遇措置	14 ページ
所得の計算方法	15~20 ページ
所得控除額の計算方法	21 ページ
住宅使用料について	22~23 ページ
申込書記入例	24~27 ページ
駐車場について	28 ページ
提出書類の様式	(別表1 ~別表18)

★お知らせ★

- 定期募集は年6回実施します。
- 定期募集のうち、あき家入居者募集(親子近居募集は除く)、新婚・子育て世帯募集は、窓口受付に加え郵送・インターネット受付します。
- 市営住宅は入居資格が法令等により定められていますので、資格のない方は申し込みできません。

申込書を書く前にこの案内書を必ず読んでください。

北九州市住宅供給公社市営住宅課
北九州市都市整備局住宅管理課

申し込みをするみなさまへ（必ずお読みください）

○市営住宅は市民共有の財産です

市営住宅は住宅にお困りの市民の方々に、その方の収入や市営住宅の内容にみあった住宅使用料（家賃）で入居いただくための住宅であり、市民全体の財産です。このため、市営住宅の利用には、多くの義務や制限があります。

市営住宅制度の趣旨をご理解いただき、ご協力くださるようお願いします。

①社会共同生活のルールを守る義務があります

犬・猫などのペットの飼育、騒音、不法駐車、団地敷地の耕作など他人に迷惑をかけ
てはいけません。

市営住宅での生活は、他の入居者の生活を妨害しないことが前提となります。迷惑行
為で、市との信頼関係を損なうことになれば、契約違反として住宅の明け渡しを求める
場合があります。

②共益費は住宅使用料（家賃）に含まれていません

団地内の外灯、階段灯、エレベーターなどの電気代や散水栓等の水道代など入居者の
みなさんが共同で使用する費用は、共益費として住宅使用料（家賃）とは別に、入居者
に負担していただきます。

③団地自治会には積極的に加入しましょう

団地自治会には積極的に加入いただくとともに、自治会のいろいろな「きまり」を
守ってください。

④団地内の清掃・草刈りなどは、入居者のみなさんで協力して行いましょう

入居者のみなさんで団地を大切にして、常に環境の美化に心がけてください。

⑤暴力団員は市営住宅に入居できません

市営住宅には暴力団員は入居できません。また同居もできません。

お申し込み・お問い合わせ先

門司区役所	市営住宅・市公社住宅相談コーナー	電話 331-1881 内線 671・672
小倉北区役所	市営住宅・市公社住宅相談コーナー	電話 582-3488 (直通)
小倉南区役所	市営住宅・市公社住宅相談コーナー	電話 951-4111 内線 671・672
若松区役所	市営住宅・市公社住宅相談コーナー	電話 761-5321 内線 671・672
八幡東区役所	市営住宅・市公社住宅相談コーナー	電話 671-0801 内線 671・672
八幡西区役所	市営住宅・市公社住宅相談コーナー	電話 642-1441 内線 671・672
戸畠区役所	市営住宅・市公社住宅相談コーナー	電話 871-1501 内線 671・672

お問い合わせ先

北九州市住宅供給公社市営住宅課 電話 531-3030 (直通)



環境未来都市 北九州市

©teitan,City of Kitakyushu